

福祉サービス第三評価結果の公表様式〔保育所〕

①第三者評価機関名

(株) 第三者評価機構 静岡評価調査室

②施設・事業所情報

名称：静岡市立和田島こども園	種別：幼保連携型認定こども園												
代表者氏名：中野 早好子	定員（利用人数）：52名（16名）												
所在地：静岡市清水区和田島694番地の1													
TEL：054-395-2320	ホームページ： https://www.city.shizuoka.lg.jp												
【施設・事業所の概要】													
開設年月日 昭和31年4月10日													
経営法人・設置主体（法人名等）：静岡市													
職員数	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">常勤職員</td> <td style="width: 33%;">5名</td> <td style="width: 33%;">非常勤職員</td> <td style="width: 33%;">3名</td> </tr> </table>	常勤職員	5名	非常勤職員	3名								
常勤職員	5名	非常勤職員	3名										
専門職員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">（専門職の名称）</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">保育教諭</td> <td style="width: 33%;">7名</td> <td style="width: 33%;">給食補助員</td> <td style="width: 33%;">1名</td> </tr> <tr> <td>事務員</td> <td>1名</td> <td>嘱託医</td> <td>4名</td> </tr> </table>	（専門職の名称）				保育教諭	7名	給食補助員	1名	事務員	1名	嘱託医	4名
（専門職の名称）													
保育教諭	7名	給食補助員	1名										
事務員	1名	嘱託医	4名										
施設・設備 の概要	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">（居室数）</td> <td colspan="3">（設備等）</td> </tr> <tr> <td>保育室 3室</td> <td>職員室</td> <td>談話室</td> <td>印刷室 遊戯室 トイレ プール 給食受領室</td> </tr> </table>	（居室数）	（設備等）			保育室 3室	職員室	談話室	印刷室 遊戯室 トイレ プール 給食受領室				
（居室数）	（設備等）												
保育室 3室	職員室	談話室	印刷室 遊戯室 トイレ プール 給食受領室										

③理念・基本方針

理念

【静岡市子ども・子育て支援プラン基本理念】

○静岡市は子どもをたいせつにします

【静岡市教育振興基本計画】

○目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子どもたち」

・自己肯定感を高める子 ・夢中になって遊ぶ子

・明るく伸び伸び生活する子 ・自分らしく表現する子 ・楽しんで関わる子

【こども園事業の目的】

○小学校就学前の子どもに対する教育及び保育の一体的な実施

○小学校就学前のこどもの保護者に対する子育ての支援

【こども園運営方針】

○教育基本法、就学前の子どもに関する教育保育等の総合的な提供の推進に関する法律及び子ども・子育て支援法その他の関係法令並びに関係条例を遵守します

○園児の心身の発達と、園、家庭及び地域の実態に即した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成し、これに基づき園を運営します

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

○「たくましく しなやかな子どもたち」

【和田島こども園 教育保育目標】

○「心豊かでたくましい両河内の子」

基本方針

【和田島こども園 令和2年度重点目標】

「友達とつながろう ～見つけよう・伝え合おう～」

【和田島こども園 令和2年度 教育保育の柱】

- ・健康作り
- ・心作り
- ・人との関係作り
- ・地域との関わり作り（ESD活動）

④施設・事業所の特徴的な取組

- 1) 園生活の見直しを行い、自分で考えて行動できるよう環境を考慮している
- 2) 子ども一人一人が自分を表現できるよう、友達や職員がその子の良さを認め伝えている
- 3) 自分と友達の意見や考えの違いに気づけるよう、話し合いや互いを認める機会を持っている
- 4) 地域とのかかわりの中で、自然や特産物についての体験を積み重ね、「面白そう」と学ぶ力、感じる力、地域を大切に作る心を培っている
- 5) 地域の小学校（3校）中学校（1校）との連携を通して、こども園から中学校までの子ども達の育ちを共有し育みあっている

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和2年8月1日（契約日） ～ 令和3年2月28日（評価結果確定日）
受審回数(前回の受審時期)	0 回（ 年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◎理念・基本方針の具現化と保育の質の向上に向けた取組が組織的におこなわれ、機能している

平成27年度から市立幼稚園・保育園すべてが幼保連携型認定こども園となり、各こども園が教育・保育活動、その他の園運営について目標の達成状況や取組の適切さなどを評価し、質の向上に資することを目的とした園評価に毎年取組んでいる。園評価は、職員の自己評価をまとめ、園関係者評価委員の評価、保護者アンケートを踏まえて検討された改善策（次年度の具体的な取組目標）を表記して静岡市のホームページで公表している。また、『遊び改善構想』として年度ごとに変わる子どもの姿や遊びの実態を分析し、育みたい資質・能力等目標を掲げ園内年間研修に位置づけている。クラスごとの公開保育、事前・事後研修を通して園内環境の整備や保育士の資質向上を図るとともに、日ごと、週・月ごと、年度ごとに保育を振り返り、反省、評価、改善のPDCAサイクルが確立されている。

◎小学校以降の生活について見通しをもった保育を実践している

小中一貫教育に向け「地域と一体となって教育に取り組む学校」が掲げられ、園長はじめ保育士全員が両河内地区教育振興会・研修会へ出席し、こども園から中学校までの子どもたちの長所と課題を共有して育みあう環境が整えられている。ランドデザインや教育・保育目標、アプローチカリキュラムは、地区がめざす子ども像「ふるさと両河内に誇りをもち、豊かに表現できるたくましい子」との整合性をはかり、園の子どもたちの姿や地域の様子を分析して具体策を講じている。校舎や運動場で遊んだり、授業を見学するなど就学校3校とそれぞれ交流の機会をもち、職場体験で訪れる中学生とのふれあいもある中でスムーズな移行が図られている。

◎ユネスコスクールとしてのESD活動で地域とのつながりを意識した保育が展開されている

ESD（持続可能な社会づくりの担い手を育む教育）の推進拠点として位置付けられ、平成29年の認定から、地域の人々や文化、自然環境等のつながりや関わりを重視した取組が成されている。民話や安産の石、「お月見どろぼう」の言い伝えから、子どもが大事にされてきた地域であること、森林や川の美しさに触れ、どんなに素敵なおとこかをお伝えすることで、「いいところだね」「両河内が大好き」「好きだったら大切にしよう」を育み、大人になってからの行動変容へとつなげている。

◎「地域の子は地域で育てる」園・保護者・地域が一丸となって「両河内を大切にする子」を育てている

各地区自治会長、PTA会長、小学校校長、補導部・育成部等70名以上が集まる両河内地区青少年育成推進委員会や両河内地区まちづくり推進委員会、地域行事にこども園からも出席し、両河内地区教育振興会で子どもたちの成長を共有するとともに、令和4年度からの小中一貫校準備委員会にも参加して地域と一緒に歩む子育てが実践されている。昭和31年より地域の幼稚園として親しまれてきただけに、散歩に出かければ

家々から話しかけてもらえ、「さつま芋あるから持って行って」「菜の花が咲いてるから採っていきな」と声がかかり、地域特産の筍の皮むきに出会ったりする。園外保育は春の筍探し、茶摘み、やまもも拾い、夏にかけてはざりがに釣り、川遊び、虫取り、秋のドングリ拾い等、豊かな体験があり、地域の読み聞かせの会「ハッピーリーディング」「ぐるんぱ」、また、誕生月には保護者による読み聞かせ「きかせて！みせて！」もおこなわれており、地域一丸となった子育てが実践されている。

◇改善を求められる点

◎リスクマネジメントへの取組

ヒヤリハット事例を積極的に収集し、発生要因の分析と再発防止策が検討されているが、対策が有効であったか追跡評価がおこなわれるとさらによい。

◎給食への満足感

給食センターからの配食は、食事を作るプロセスや調理をする人の姿に触れる機会が少ない。食育計画でクッキング等が実施されているが、引き続き豊かな食への取組みを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を受け、評価項目の視点で園運営や保育を整理し見直す機会となりました。自園が大切にしている“地域とのつながりを意識した保育”“地域を大切にできる子どもを育む保育”を評価していただいた事は、職員一人一人の自信につながりました。また、“小・中学校と連携をはかり子ども達の育ちを共有し見通しをもった保育”についても評価していただいた事は小・中学校にも伝え、今後の連携強化につなげていきたいと思えます。

細やかな視点で評価していただき、自分では気づかない改善点も見えてきました。今回の受審でのアドバイスを活かし課題の解決と共に地域のこども園として自園の特徴を生かした教育・保育を行っていきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市の基本理念「静岡市は子どもを大切にします」目指す子どもたちの姿「たくましく しなやかな子どもたち」を基に園の教育・保育目標と重点目標を掲げ、これらはランドデザインや要覧、ホームページ等に記載されている。教育・保育目標と重点目標は園の子どもたちの実態を踏まえて案出され、ランドデザインで目指すべき方向性が明示されている。年度当初の職員会議でランドデザインを配付・周知し、保護者には入園説明会および進級当初の保育参加会の際にパワーポイントを使用し説明している。（今年度はコロナウィルス感染拡大防止の為、紙面配付のみ）園目標、重点目標等を週日案に記載し、日々の教育保育の計画、実施、振り返りの中でその整合性を図り、保護者アンケートでその周知状況を把握している。</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>全国保育協議会、静岡県保育連合会、静岡市社会福祉協議会からの冊子や研修会、報道で社会福祉の動向を知り、静岡市地域福祉基本計画、静岡市子ども・子育て支援プラン、静岡市子ども・子育て・若者プランより内容を把握して自園に反映している。また、地域の動向は、地域の交流館や地区のまちづくり推進委員会からのたよりと、「両河内地区青少年育成推進委員会」や「両河内教育振興会」等、地域の話合いに参加して特徴と変化や課題等の把握に努めている。入園者の人数は児童年齢区分表に表し、こども園課に毎月報告している。</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	◎・b・c
<p><コメント></p>		

静岡市立こども園全園が取組む園評価において、年度ごとに経営の重点に関わる教育・保育目標と、組織運営、環境整備、研修、家庭や地域との連携等、各領域に関わる項目について課題や問題点を明らかにしている。園評価は中間評価と年度末の計2回、職員個々の自己評価を取りまとめ、評議員会からの評価や保護者アンケートの分析も踏まえて次年度の具体的な取組目標を明示し公表されている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>教育保育の質の向上、安心安全な園生活、子育て支援、地域との関わり等、3カ年の中・長期計画を策定し、基本方針の実現に向け各々に目標を立てている。内容により数値目標が立てられないものや具体的な成果が目に見える形で表せないものがあるとしながらも、開催頻度等を定め実施状況の評価をおこなっている。収支計画と共に毎年度末に見直し、より良い解決・改善を目指し次年度につなげている。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>中・長期計画を踏まえ、ランドデザイン、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画』において単年度計画が策定されている。単年度計画は単なる行事計画ではなく、分掌担当が中心となって活動する研修や健康安全関連、食育、飼育栽培等、それぞれに明確なねらいをもって年間計画が作成され、実施状況の評価をおこなえる内容となっている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>事業計画の活動内容は年間計画に従って各分掌が企画立案しており、職員会議や帰りの会で提示、回覧をもって共有されている。実施後はその都度担当者を中心に反省評価され、課題を明確にするとともに必要があれば適宜修正して次期の実施に活かしている。園経営については年度末に職員会議で話し合い、園評価からの課題、改善策、園児の課題の把握とともに、次年度に向け協議している。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>入園時に入園のしおりと重要事項説明書を配付して説明し、年間行事予定表を添えている。また、毎月発行する園だよりやクラスだより、行事ごとのお知らせボードと毎日のクラスボード等を活用して保護者への周知を図っている。さらに毎月のおたよりに加えて「その日の様子をできるだけ早く」を心がけ、速報として発行したり、行事ごとのお知らせボードと毎日のクラスボードには写真を掲示したりする等、保護者に「伝わること」を意識している。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>年度ごとに定めた重点目標達成のため、『遊び改善構想』として静岡市立こども園各園で研修テーマを定めて取組んでいる。研修は年間計画に沿って進められ、指導計画の立案から遊び環境の検討、各クラス園内公開保育の事前・事後研修、期ごとの評価・反省を経てまとめられ、次年度の遊び改善構想作成に活かされている。また、園評価はこども園課所属の全職員が取組み、評価と課題、改善策の検討をおこなって次年度へつなげており、保育の質の向上に関する組織的な取組がP D C Aサイクルにもとづいて実施されている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>『遊び改善構想』では週日案に「手だてに対する評価」を記載し、保育者個人として手だてを意識した保育ができていたか振り返っている。組織としては研修主任が園内研修だよりを発行し、期ごとの成果と課題をまとめて全職員で共有し、次期の保育の改善につなげている。また、園評価においては保護者アンケート、自己評価、評議員からの評価に対しての園説明と課題、改善策が明記された文書が静岡市のホームページで公開されている。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価の取組の中でこども園課長の組織重点目標を受け、園の組織重点目標シートを作成して経営・管理に関する方針と取組を明確にし、各職員の職務を『教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画』の園務分掌として記載している。また、今年度の教育・保育方針をグランドデザインとして作成し、年度当初の職員会議で説明するとともに『教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画』（グランドデザインを含む）をこども園課所属の職員全員に1冊ずつ配付している。園長不在時は副園長を責任者と定めてフローチャートにも明記している。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護法や準公金の取り扱いについては、折に触れこども園課やコンプライアンス推</p>		

<p>進課より指導があり、園長研修、人事課主催の研修やコンプライアンス推進課、ICT推進課等のインターネット学習でも受講している。研修内容は回覧をもって周知し、遵守すべき法令、教育・福祉関係、その他の法令は、職員室に保管しつつも確認できるようにしている。特に個人情報については、職員会議や帰りの会等でセルフチェックシートの読み合わせをおこなって意識を高めている。</p>		
<p>II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。</p>		
12	<p>II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。</p>	◎・b・c
<p><コメント> 日々の保育の様子や子どもの姿、週日案の評価反省に目を通しながら職員会議で毎月の評価をおこなっている。保育士一人ひとりの成長に合わせ、少人数ならではのきめ細かな指導が可能であり、分掌担当が中心に研修や行事を進めつつも、内容によっては職員会議で話し合いの場をもつよう助言している。園長もその話合いに参加して意見を集約したり、方向性を提示したりしながら、アットホームな中でねらいに沿った保育が展開できるよう働きかけている。人事評価における年3回の面談と目標達成に向けた支援・評価、年度ごとの『遊び改善構想の』研修テーマと日々の手だての作成、静岡市教員育成指標に基づく研修への参加と年間計画に基づく園内研修の充実等、意欲をもって指導力を発揮している。</p>		
13	<p>II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。</p>	◎・b・c
<p><コメント> 年齢区分表、職員構成調べ、園務分掌、ローテーション表による人事と職務分担の明確化、予算の使途を明確にし、経営に反映させている。副園長がおこなう日々の人員配置と休憩時間、月のローテーションを確認し、有給休暇の取得と時間外労働時間の把握・分析で働きやすい職場環境作りを取組んでいる。各分掌担当を中心に、年間計画にもとづいた保育・行事がおこなわれているが、得手不得手を含め一人の職員が負担を抱えることなく、モチベーションが維持できるよう配慮しながら評価と課題の明確化に努めている。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
<p>II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。</p>		
14	<p>II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。</p>	a・◎・c
<p><コメント> 必要な人材は静岡市で定められた基準に沿って配置され、園では年齢区分表、職員構成調べをこども園課に毎月提出して現状を伝えている。育成については、静岡市教員育成指標(保育教諭)に示され、幼稚園免許の取得・更新は、免許状期限確認チャートを配付し、個人と園長が定期的に確認して計画性をもって進める体制ができている。職員不足を解消すべく、正規職員の採用についてはこども園課に園長会として働きかけ、実習生にも「一緒に働こう」と声かけして採用試験受験を勧めている。</p>		
15	<p>II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。</p>	◎・b・c
<p><コメント></p>		

<p>期待する職員像は、人事評価制度での「目指すべき役割に応じた行動」に記され、グランドデザインにも表記されている。静岡市が定めた人事基準のもと静岡市教員育成指標(保育教諭)により、将来自分の身に付けるスキルがわかりやすくなっている。自己申告書(正規職員)や意向調査(会計年度任用職員)でそれぞれの意向を確認できる体制ができており、人事評価面談をおこなって意向や意見を把握し、改善策を検討している。また、今年度より会計年度任用職員も人事評価制度が運用され、昇給や賞与、休暇制度等処遇が改善されている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。</p>		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント> 静岡市全体の取組として園長は「育ボス宣言」をし、ワークライフバランスの推進を目標に掲げている。有給休暇や時間外勤務のデータを月ごとに確認して職員の就業状況の把握に努め、勤務のシフト等、個人の都合や要望が加味できるよう計画し、有給休暇取得の推進をしている。園長はメンタルヘルスの研修を受け、職員の心と身体の健康に留意し、定期健康診断等の内容を周知し、腰痛及び頸肩腕障害検査、ストレスチェックを実施している。園の相談窓口は園長としているが、静岡市役所の保健室において、希望すれば保健師や専門医に相談できる体制が作られている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊦・b・c
<p><コメント> 人事評価制度により目指す人材像が記され、それに基づき個人の目標が立てられている。目標設定時に個別面談をおこない、個人に合った目標となっているか、また、実現可能であるかなど一人ひとりと話合って設定し、項目ごとに終期時点の達成水準を明記している。個人目標について中間フォロー面談を行い、進捗状況の確認と達成目標に向けての取組み方等を確認し、年度末の評価時に目標達成度が確認されている。</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント> 静岡市教員育成指標に期待する職員像を示し、着任時、基礎期、向上期、充実期、深化期と、ステージごと備えるべき知識や技術の内容・水準等を明確にした研修計画が策定され、これに沿って研修が実施されている。また、園内でも前年度からの課題を踏まえた『遊び改善構想』として年間研修計画を策定して質の向上に取り組んでいる。園内研修は園評価の中間評価時に見直しをおこない、年度末に再度評価・見直しをおこなって次年度につなげている。</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊦・c
<p><コメント> 階層別(園長、副園長、主任、副主任、新規採用)、テーマ別(遊び指導力、子育て支援力等)、職種別研修等の機会を確保し、職員一人ひとりの経験年数や日頃の保育、研修への参加の様子から個別の知識や技術水準を把握し、実際に必要な教育・研修がおこなわれている。また、習熟度に合わせて個別に保育計画の立て方や書き方、実践の場での指導をおこなっている。静岡市保育士会、静岡市発達障害者支援センター「きらり」等、外部研修についてはその都度情報提供して参加を奨励し、職員ができるだけ希望した研修に参加できるよう計画を立て</p>		

ている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>実習生受入れのマニュアルに基本姿勢を明文化し、受入れる際にはマニュアルに沿ってオリエンテーションを実施している。副園長を指導者として、実習生のねらいや学校からの要望等を加味した実習計画が立てられるようにしている。実習中に来園する学校の指導担当へ、実習計画の確認と実習生の園での様子を伝えると共に、指導担当が実習生から聞き取った情報を交換し、その後の実習の参考にしている。保護者へはおたよりやクラスボードで受入れ期間等を知らせている。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>1. 園の概要や教育・保育目標、保育の内容、年間行事等、ホームページを活用して公開し、要覧にも記載されている。今年度より年4回、季節ごとに園の様子を更新し、豊かな自然に恵まれた環境をアピールしている。苦情相談体制は重要事項説明書に明記するとともに園内にもポスターを掲示し、苦情内容にもとづく改善・対応の状況については本人同意のもと園だよりで知らせている。また、地域の青少年育成推進委員会に出席し、パワーポイントにて園の活動や取組を伝え、その存在意義や役割を明確にするよう努めている。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・㊸・c
<p><コメント></p> <p>各予算は品目別に管理され、事務、経理、取引については静岡市のルールのもと、こども園課指示・管理下でその執行や事務処理を実施している。事務員は事務説明会に参加し、園長・副園長に伝えている。事業、財務に関しては園で作成してこども園課へ提出、その後会計課へ送付し精査されている。年に一度社会福祉施設指導監査を受けているが、外部監査にあたる包括外部監査は毎年実施されていない。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	㊸・b・c
<p><コメント></p> <p>地域との関わり方についてはランドデザイン、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』に文書化されている。美術館のポスター掲示や科学館等のチラシを</p>		

<p>配布して情報提供する他、地域の秋祭りでは園児のダンス披露が恒例であり、地区敬老会においては「お年寄りに喜んでもらえるなら」と会場の温泉に駆けつけた園児達が出し物を披露して楽しませている。また、年末には園児から独居老人へのプレゼントを作ったり、卒園児には地域の婦人会から紐人形のプレゼントがあったり、両河内茶業組合から全園児へお茶の贈呈等、相互交流を促進し地域社会の一員としての役割を果たしている。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p><コメント> ボランティア受入れマニュアルに基本姿勢を明文化し、地域の学校教育への協力についても『教育及び保育の内容並びに子育ての支援に関する全体的な計画』の中で明記している。PTAのOB等で構成される読み聞かせの会「ハッピーリーディング」は隔月の訪問があり、他にも読み聞かせ「ぐるんぱ」、座禅会等、子ども達の成長を見守る地域の輪が光る。ボランティアや職場体験を受入れる際には、事前にオリエンテーションをおこなって子ども達と接する際の注意等を伝え、中学校の職場体験では担当教諭と連絡を取り合いマニュアルに沿って実施している。職員は地域の教育振興会にも定期的に参加して、こども園から中学校までの子どもたちの育ちを共有しており、理解をもった受入れがなされている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p><コメント> 地区の関係機関・団体や社会福祉施設の一覧等を職員室に備え、両河内地区のまちづくり推進委員会や青少年育成推進委員会、学校統合準備委員会に定期的に参加し、地域の課題を共有している。さらに地区の小学校3校と中学校の教員による両河内地区教育振興会（年3～4回）・研修会（年2回）にも出席し、子どもたちの育ちと課題の共有を図っている。また、清水福祉事務所子育て支援課の家庭児童相談係や地域保健センター保健師と連携を図り、園長は児童相談所職員による虐待についての研修を受けている。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	<p>㊟・b・c</p>
<p><コメント> 自治会の会合への出席や主任児童委員と話す機会を積極的に作り、地域のニーズの把握に努めている。また、毎月開催される「両河内子育てトークの会」に園のプールを開放する機会を設け、地域の保護者の声に耳を傾けている。「おしゃべりサロン」では地域担当の保健師、歯科衛生士を講師に招いて子育てに関する講座を設け、未就園児の保護者に参加してもらい、参加人数こそ少ないが、「子どもも楽しみながら質問ができて良かった」との声もあり、その必要性を実感している。保健師の来園の際には、園児の1歳半検診、2歳児検診の経過観察と情報の共有をおこなっている。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	<p>a・㊟・c</p>
<p><コメント> 未就園児対象の「おしゃべりサロン」、園庭開放は、前年度の見直しと把握したニーズを踏ま</p>		

えて年間計画を作成し、子育ての悩みや相談に答えている。「おしゃべりサロン」の年間計画は、地域の施設に配布や設置を依頼し、子育てトークでも配布している。時には卒園児の保護者から就学後の相談等もありこれに応じている。また、地区の敬老会や運動会へ参加し歌や踊りを披露して喜ばれているが、今年度は開催がなかった為、敬老会には手紙を作成した。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>基本理念に「静岡市は子どもをたいせつにします」と掲げ、その実現に向け職員で考えた重点目標「友達とつながろう ～見つけよう・伝えあおう～」を念頭に、子ども一人ひとりの思いを受けとめ、互いに思いのあることを認め合い、その思いをつなげることを日々くり返しおこなっている。国際理解講座や人権教育等を実施して様々な文化や人の多様性を受け入れられるよう働きかけており、他児の言い間違いを茶化していた場面で「そういうことは言っちゃいけないんだよ、昨日言ってたじゃん。いいんだよ、もう一回言ってごらん」と優しく声をかけている年長児の姿に、人権教育の浸透を実感している。公開保育や園内研修公開で評議員、地域の学校の教師へ具体的に説明し、保護者には日々のクラスボードやおたよりで理解を促している。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>プライバシーの尊重マニュアルを作成して職員間で周知し保育している。着替えの際にはカーテンを閉めたり、シャワーの際には子どもの動線を考慮したりする等外部からの視線を遮断するようにしている。また、個人情報保護は静岡市個人情報保護条例にもとづいて遵守し、人事課主催の情報セキュリティ研修の受講とともに、個人情報防止漏洩防止セルフチェックリストを毎月実施して徹底した取組がおこなわれている。地域の絆が強いだけに、守られるべきプライバシーについては細心の注意を払っている。保護者には重要事項説明書に明記して入園時オリエンテーションで説明し同意を得ている。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>園の概要や教育保育目標をホームページに掲載し、年4回「園の様子」として子ども達の活動を紹介している。「園の様子」は、子ども達の活動がわかりやすいよう写真を多く添え、子どもの言葉や吹き出しを用いて読みやすく工夫されている。また、おしゃべりサロンの年間計画は交流館に設置している。園見学や説明の希望にはその都度対応し、園内を案内しながら子どもの姿と園の教育・保育について説明をして質問や疑問に答えている。事前に電話</p>		

<p>があれば見学者の希望に応じつつ、午前中の方が活動の様子が掴みやすいことを知らせている。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント> 入園説明会では重要事項説明書とともに入園のしおりを配付し、園の教育・保育目標と重要事項説明書に沿った説明をおこなって同意書を交わしている。入園のしおりは、食食用エプロンや汚れ物袋などの準備用品がわかりやすいよう絵図で示し、説明時には実際に子どもが使用しているものを見せ「大きめにした方が、子どもが出し入れしやすい」など具体的なポイントも添えている。保護者が外国籍で日本語での意思疎通が難しい場合は、多言語電話通訳サービスが用意されている。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント> 静岡市立こども園園児指導要録の様式及び取り扱いの規定により、転園児には在園証明書、園児指導要録、健康診断結果を送付し、こども園・幼稚園からの転園児には在園証明書、園児指導要録、健康診断結果の送付を依頼して保育の継続性に配慮している。公立園なので人事異動があり継続して同じ職員が在籍していることは少ないが、転退園・卒園後も相談できるよう窓口を園長とし口頭で伝えている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント> 子どもの満足度は日誌の記入等保育の振り返りから検証をしている。「こうしたら面白そう」「こんなことをしてみたい」という子どもの思いを受けとめることを重視して環境を整えている。保護者に対しては、年1回の保護者アンケートと行事ごとのアンケート、クラスごとに年2回懇談会と個別面談を実施して利用者満足を把握している。アンケートから出た保護者の意見や評価は職員会議で分析・検討後、改善策を話し合い、おたよりでフィードバックしている。また、園長はPTA役員会に毎回同席して役員や会員からの疑問や質問に答え、PTAの取組に対して意見交換をおこなって保育の質の向上に努めている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	㊟・b・c
<p><コメント> 苦情解決体制を整備し、苦情解決責任者を園長、苦情受付担当は副園長、第三者委員を主任児童員と定め、職員室入り口に掲示している。要望・苦情等に関する相談窓口については重要事項説明書に文書化して入園時の説明で伝えている。アンケートや個人面談の実施、意見箱を設置したり等、申し出しやすい体制を整えている。苦情申し立てについては内容の確認と対応、改善策を検討し、個別に対処法を伝えている。苦情相談内容にもとづき、職員会議や帰りの会で内容の分析をし、改善策を協議して周知を図っている。苦情を申し出た保護者に確認をしたうえで公表とし、苦情内容、処理内容を記載した苦情受付書を作成し、保管し</p>		

		ている。	
35	Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>重要事項説明書には園の職員以外に苦情解決相談委員が設置されていることを明示しており、懇談会や個人面談、アンケート等で意見要望を聞く機会を設けている。送迎時は園長も門の近くに立ち、様子がいつもと違う時に声かけしたり、「髪型変えた？」など何気ない会話から「実は～」と切り出してもらえるよう、申し出しやすい雰囲気心を心がけている。保護者から相談があった時には談話室を確保し、他者に聞かれないよう「面談中」のプレートをかけて落ち着いて話ができるよう配慮している。相対して言いにくいことがあれば電話での相談にも応じている。</p>			
36	Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>保護者からの相談や意見は苦情解決のフローチャートをもとに対応をしている。把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合は、時間を有することを速やかに説明し、理由を伝え了承を得るようにしている。また、回答までの途中経過を伝えることとしている。職員会議で保護者からの意見等を分析し、園として何をすることが良いのかを話し、保育に活かしている。</p>			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
37	Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>場面別チェックポイントや安全チェックリスト、ケガや不審者への対応が示された「静岡市立こども園事故防止マニュアル」が職員に配付され、これにもとづいて施設・遊具の安全点検やケガなど緊急事態への対応がなされている。怪我、不審者対応のフローチャートを作成して職員に周知し、分掌担当者がヒヤリハット事例をまとめ、職員間で発生要因の分析と再発防止策を検討、実施している。ヒヤリハットは、時間帯や場所を「園内危険マップ」に落とし込み、職員育成を兼ねて毎月更新している。安全確保策の実効性が評価されるとさらによい。</p>			
38	Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>感染症の予防と発生時の対応マニュアルを備え、感染症が発生した場合にはこども園課へ報告し、場合によっては保健所への通達が行なわれるという管理体制が整備されている。感染症流行時季には職員間で対応マニュアルを再確認し、こども園課看護師巡回時に見直しをおこなっている。また、看護師巡回の際に担当者がその年の流行状況や対策について話を聞くとともに、嘔吐処理の実践練習をおこない職員会議で周知徹底を図っている。保護者には、季節ごとにナース便りを配布し感染症の症状や特徴、対処法等を伝えている。園内で感染症が発生した時には、発症の状況をボードで知らせている。</p>			
39	Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織	a・㊟・c

	的にしている。	
<p><コメント></p> <p>災害時のマニュアルを作成し、対応体制が定められている。消防署による立ち入り検査と訓練立ち合い、こども園課委託業者による消防設備点検を含め、年間計画に沿って様々な想定で毎月避難訓練を実施し、その都度役割分担や対応の確認と見直しをおこなっているが、事業継続計画は策定されていない。園の立地は土砂災害警戒区域に指定され、地震緊急避難場を和田島小学校、風水害緊急避難場所を両河内学習交流館と定めて連携を図っている。安否確認については、入園説明会で配付する「入園のしおり」や重要事項説明書に、災害時の避難場所、引き渡しカード等について知らせている。備蓄一覧表を作成し、園長、副園長、事務員で管理発注をしている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	㊐・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の実施時の留意点は「保育手順マニュアル」として文書化され、「事故防止安全マニュアル」に場面別チェックポイント、安全チェックリスト等、業務手順を示している。また、職員は倫理綱領が記載された「保育のしおり」を各自携行し、子どもの尊重を念頭においている。「保育手順マニュアル」はいつでも閲覧でき、「事故防止安全マニュアル」は職員に配付して周知している。また、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」にもとづいてグランドデザインや全体的な計画が編成されている。グランドデザインや全体的な計画はそれぞれの園の環境や園児の姿を反映しており、保育実践が画一的なものとはなっていない。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・㊐・c
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法は制度改正や、こども園園長が集まる「園長会」によって必要に応じて見直しが図られている。今年度は「事故防止安全マニュアル」が令和2年度版として配付されている。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・㊐・c
<p><コメント></p> <p>入園時に保護者が記入した児童票、保健調査票をもとに家庭、発育、健康それぞれの状況とこども園への要望を掴み、現況届、就労証明書で保護者の就労状況を把握し、それらを踏まえ、教育課程に基づいた指導計画を作成している。個別の指導計画は策定されていないが、「週間指導計画書及び保育日誌」の個別観察欄にその日の子どもの様子を記載し、週の反省、手だてに対する評価をおこなっている。指導計画にもとづく保育実践については、週・月の反省、園内研修の事後研修、職員会議において振り返りと評価をおこない、次の計画に活かす仕組みが構築されている。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>各クラスの指導計画は、週と月それぞれの時期で評価反省をおこない、年間の計画は年度末に見直しをおこなって次年度につなげている。年度末には職員の自己評価、評議員の評価と保護者アンケートから意向を把握して指導計画の見直しをおこない、これらの課題が翌年度のグランドデザイン、『遊び改善構想』、指導計画に反映されている。見直しによって変更された指導計画はクラス会議、職員会議で伝達し、さらに帰りの会で紙面と口頭での報告をもって周知している。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園課が定めた統一した書式をもって園児指導要録、児童票、乳幼児保健票等記録している。指導要録は、「指導要録の記入上の注意」マニュアルにもとづき記録し、年に1回指導主事が当初訪問の際に閲覧し、書き方の指導を受けている。指導計画にもとづく保育の実施は、保育日誌の実践記録に記され、活動内容・ねらいに対して子どもの状態の推移が具体的に記録されている。また、個別観察記録は、すべての子どもの活動に着目して記録されるよう、園長・副園長がチェックし、ポジティブな言葉でアドバイスしている。これらの情報共有は月2回の職員会議、帰りの会でおこなわれている。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡県個人情報保護条例にもとづき、保存や廃棄はこども園課で規定されている文書管理に沿っておこなっている。管理責任者を園長とし、個人情報の記載のあるものは鍵のついた保管庫へ収納、カメラ、SDカードの持ち出しには管理簿への記入、返却の確認をおこなうとともに、副園長が中心となり、毎月「個人情報防止漏洩防止セルフチェックリスト」の読み合わせとチェックを繰り返し、写真掲載についても同意書を交わして確認するなど高い意識を保持している。保護者には、守秘義務及び個人情報の取扱について記載された重要事項説明書をもって伝え、同意書を取り交わし、日々の会話の中でも身長体重測定表や健康カードが個人情報である為、手渡しでの協力を依頼している。</p>		

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	㊦・b・c
<コメント>		

<p>児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、幼保連携型認定子ども園教育・保育要領を踏まえ、市の基本理念、目指す子どもの姿、園のグランドデザインにもとづいて全体的な計画を編成している。全体的な計画は、子どもの発達過程や在園児の保育時間、地域の実態を踏まえ、自園の課題改善に向けてグランドデザイン、『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画』として作成されている。年度末に職員会議で当該年度の評価と反省をおこなって次年度の編成につなげ、また、各分掌リーダーが中心となって様々な活動に対する年間計画が立てられている。全体的な計画は期ごとに反省、年度末に見直しをおこなって次の年度に活かしている。</p>		
<p>A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開</p>		
<p>A②</p>	<p>A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>学校薬剤師による照度、二酸化炭素、ダニやホルムアルデヒドの環境検査、業者による水道水、プールの水の検査、砂場検査を実施し、室内は次亜塩素酸ナトリウムを使用して清掃をおこなっている。早番保育士が毎朝、遊具と設備の点検と砂場を掘り起こし、2号児の午睡布団は、毎週金曜日に家庭に持ち帰り保護者に手入れをしてもらっている。また、各保育室で子どもの安心できる場を保障するとともに、子どもの数が少ない為、大勢で食べる楽しさが味わえるように遊戯室で全園児が食事する機会も設けている（今年度はコロナウィルス感染拡大防止の観点からクラスごとになっている）</p>		
<p>A③</p>	<p>A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>アセスメント情報だけでなく、保育士の目が行き届く環境と、送迎時の保護者との会話に十分な時間が費やせることもあって一人一人の発達のおさえと、今のその子に合わせた保育が可能であり、大家族のような安心感がある。いつでも温かな大人の見守りに包まれているため優しいが、自分で判断したり行動する前に大人に頼ってしまったり、競争心や思いのぶつかり合いの経験が少ないなど、園の子ども達の姿を分析し、しぐさや表情、短い言葉から伝えたい思いをくみ取り、代弁し、引き出している。急いでほしい時には「みんな待ってるよ」走らないで！は「転ぶと痛いよ」「歩こうね」「スピード違反です」と統一して声をかける穏やかさに秀でている。</p>		
<p>A④</p>	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>㊦・b・c</p>
<p><コメント></p> <p>見守る、さり気なく手を添える、方法を伝える等、子ども自らやりたい気持ちを尊重し、一人一人のできるところを把握した援助を心がけ、達成感が味わえるようにしている。また、面談や送迎の際、保護者に家庭での生活状況や家庭での様子を聞き、園での姿と照らし合わせた援助をおこなっている。入室する際の手洗いやうがい感染予防になることや、片づけをすることで気持ちよく生活ができること等、自分達の生活にとって必要な習慣や決まりがあることに気がつくよう、保健活動の年間計画に沿った活動をおこなっている。</p>		
<p>A⑤</p>	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>㊦・b・c</p>

<p><コメント></p> <p>『遊び改善構想』のテーマに「今の遊びをもっと面白くするための援助」を定め、一年を通して取り組んでいる。子ども達が自発的に活動できるよう、保育の中で子ども達と遊びを振り返り、子どもの興味や発達に合わせてタイミングを見計らって環境構成と再構成をしている。保育の中で意図的に振り返りや話し合いを繰返しおこなって、意見の違いや葛藤の経験を積む中で友達との関係を構築したり、協力したりできるよう援助している。今年度は体育遊びの自主研修を行い、学んだことを生かしてサーキット遊びを園庭に加えたことで、子ども達が自然に体を動かすきっかけとなっている。計画的に園外保育に出かけて興津川やタケノコ畑、茶畑や両河内中学校のドングリ等地域の自然に触れ、地元茶農家の畑での茶摘み（今年度はコロナウィルス感染拡大防止の自粛期間と重なり中止している）地域の寺院でのザリガニ釣り、座禅会、お茶会など恵まれた環境を堪能できる企画にあふれている。これらは、ユネスコスクールとしてのESD活動とリンクし、保護者と地域の願いである「両河内を大切に育てる子」を育てている。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>※評価対象外</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>※評価対象外</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3歳児では初めての集団生活となる子、集団生活の経験のある子と入園前の経験が様々な子ども達が入園してくる為、まずは子ども達の姿に合わせ、安心できる人や安心できる場になれるよう一人一人と関わりながら信頼関係を作っている。一緒に遊び、生活をする中で子ども達の興味関心に合わせた環境作りをしている。 ・ 4歳児は子ども達の「やりたい」気持ちに合わせて準備したり、繰返し楽しめたりできるよう環境を整えている。また、友達を意識した活動を意図的に保育に取入れている。 ・ 5歳児の保育に関して、行事や活動を進める際には子ども達同士で話し合う時間を意図的に設け保育教諭が必要以上に関わらないようにしている。毎日おこなっている振り返りでは、子ども達の姿に合わせて自分や友達の良い所を発表する機会を作り、それぞれの個性を認め合っている。 ・ 保護者には、毎日のクラスボードやクラスだよりで伝えている。地域の評議員には例年3回の公開保育と運動会、歌とお話の会への招待をもって伝えている。 		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・c

<p><コメント></p> <p>特別支援の必要な園児の状態に配慮した個別のサポートプランが作成できるよう研修を受け、気になる園児については日々の日誌の中で個別に記載して、その子に合わせた保育をおこなっている。イラストを使用して支度の手順や一日のスケジュールを知らせたり、体が安定するよう椅子の足元に積み木を置いたりして、安心して過ごせるための配慮をおこなっている。送迎の際の保護者との関わりを重視し、園での子どもの姿、家庭での子どもの姿を伝え合い、年2回個人面談をおこなって共通認識をもつよう努め、相談があった時には、幼児言語教室からのおたよりや静岡市教育委員会からのリーフレットを渡している。園長会主催の特別支援研修、地域支援サポート研修に参加して必要な知識や情報を得て、研修報告をもって皆の学びとしている。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>家庭からの様子と早番保育での子どもの様子をクラス担任に伝え、クラス担任から遅番担当へクラスでの活動と子どもの姿の伝達をと、職員間で連携を図り、連続性を考慮した保育をしている。また、早遅番用の教材や玩具を用意して、子ども達がそれぞれの興味に合わせて遊べるようにしたり、「外で遊びたい」「部屋で遊びたい」等、出来るだけ子ども達からの要望に合わせてたりしてゆったりと過ごせるようにしている。山あいの夕暮れは早いため、職員室の灯りが近い保育室で過ごし、寂しさを感じさせないように配慮するとともに、暗い園庭にカンテラを設置して安全面にも留意している。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>『教育及び保育の内容並びに子育ての支援等の全体的な計画』に小学校との交流について明記し、その計画に沿った保育がおこなわれている。就学校3校にはアプローチカリキュラムを提示し、小学校の校舎や運動場で遊んだり、授業の様子を見学したり交流の機会を設けている。保護者にはその様子をボードで知らせ、12月の面談では園生活を振り返りながら小学校入学に向けて必要なことや、今後の子どもの生活について見通しをもてるようにしている。こども園職員は、地区の3小学校と1中学校が参加する「両河内教育振興会」に出席し、研修会で学んだり、子どもと地域の課題に向けて話合ったりして、子ども達の12年間の育ちを共有している。園長の責任の下、クラス担任が静岡市立こども園園児指導要録を作成し、年長児は指導要録の写しを進学小学校へ送付している。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>保健計画を作成し、年間計画にもとづいて保健活動を実施し、子どもの健康状態は「静岡市立こども園事故防止安全マニュアル」や毎日の健康チェックカードを活用して把握している。一人ひとりの情報は保健調査票をもって職員間で共有し、内科検診の際はこども園看護師が調査票をもとに予防接種等未接種や気になるところを示して健康管理をおこなっている。保護者にはナースだよりを配付して健康に関する情報を提供するとともに、子どもの体調悪化やけがで受診する際には必ず保護者へ連絡し、受診しなかった場合でも降園時には必ず保護</p>		

者に報告して帰宅後の子どもの様態についても観察してもらうよう依頼している。受診した場合は降園後や翌日登園時にも様子を確認して園での必要な対応をしている。		
A13	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>内科・歯科・耳鼻科・眼科の検診結果が保健調査票に記載され、担任とこども園課看護師が確認し、保育に関わる情報は職員全員が周知できるようにしている。検診の前には保護者に問診票を配付して園医への質問等を書き込んでもらい、検診後は受診結果を口頭で知らせたり、必要な場合は書面で医療機関への受診を勧めたりしている。健康診断や歯科検診の結果を保健活動に反映させ、4、5歳児の食後の歯磨きやフッ素洗口、歯磨き巡回指導、長期休業中の生活表を通して体が健康である大切さを知る保育につなげている。</p>		
A14	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>入園前に「アレルギー確認書」を配付してアレルギーの有無を確認し、アレルギーがある場合はアレルギー対応マニュアルの手順に沿って対応している。疾患の症状や状態に合わせて、医師の指示のもと保護者と適切な対応がおこなえるよう連携を図り、職員は園長・副園長が受講するアレルギー児対応の研修報告をもって知識や情報を習得している。園の食事は学校給食センターからの提供であるため、複数アレルギーがある場合はお弁当持参での対応となるが、行事の際に食べるおやつは事前に保護者に確認をとり、アレルギー疾患のある子ども食べられる物を選ぶようにしたり、複数用意し選択できるようにして相違に配慮をしている。</p>		
A-1-(4) 食事		
A15	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>食事は学校給食センターからの提供であるため、食事を作るプロセスや、調理する人の姿に触れる機会こそないものの、食育年間計画に沿ってじゃが芋、玉ねぎ、スイカや夏野菜等を栽培、収穫し、クッキングをおこなって食への意識を高め、その様子をクラスボードや食育だよりで家庭に伝えている。また、子ども達が自分の食べられる量を選べるように配膳したり、クリスマスやお別れ会食などできる範囲で特別な機会を作っている。苦手なものでも友達や保育士との関わりの中で、自ら食べてみようと思えるような声かけや励ましで食育活動につなげている。</p>		
A16	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>学校給食の栄養士による献立が提供され、検食日誌の記録を学期末に担当学校給食センターへ送付するとともに、学校給食センターとこども園の給食主任会で要望を伝えている。黒はんぺんやツナ、釜揚げシラスなどの地産地消献立や、地域で収穫された野菜の献立、十五夜のみつだんごやハロウィンのかぼちゃプリン等、行事なども取り入れられた献立となっている。学校給食補助業務における衛生管理、衛生管理マニュアルにもとづき、手指の消毒、給食管理簿の記入、冷蔵庫の管理品温の計測をおこなっている。</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>保育の意図や保育内容については保育説明会や参加会で知らせているが、今年度は園だよりや行事等、折に触れ伝えるようにしている。教育熱心な保護者が多く、幼稚園時代からの名残で参加会、運動会、祖父母ふれあい会、歌とお話の集い、誕生月の会と参加行事も豊富で、園への関心の高さもうかがえる。各行事の際には子ども達の成長についてクラスだよりを発行し、個人面談では成長を共に喜び、共有できるようにしている。一日の様子はクラスボードで伝えているが、心ゆくまで保育士とのやりとりが交わされており、広々した駐車場スペースで保護者同士のコミュニティーも生まれている。</p>		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時は挨拶と共に保護者に話しかけ、積極的にコミュニケーションでより良い信頼関係を構築するよう努めている。定期的に個人面談をおこなっているが、送迎時に気軽な相談を受けることも多々あり、内容によっては面談時間を設け、園長、副園長、担任が詳しく相談に乗っている。必要に応じて子育て支援課からの「しずおか子育てハンドブック」や教育委員会からの「子どもの生活でちょっと困った時に開くリーフレット」を活用しての情報提供や、ことばの教室、発達相談センター「きらり」、特別支援教育センター等専門機関とのつながりの中で支援をおこなっている。面談時間を設けて相談された内容は記録し、内容によっては職員に周知して皆が同じ対応ができるよう連携をとっている。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>虐待対応マニュアルを備え、児童相談所作成資料の「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」の手順に沿って、虐待の兆候を見つけたらすぐに園長、副園長に報告すると共に記録や写真を撮ることを徹底している。また、子どもの表情や行動、送迎時の保護者との関わり等を観察したり、衣服の状態や持ち物等を確認する等、家庭の養育状況の把握に努めている。虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、園児の送迎時には積極的に声をかけ、保護者の精神状態の把握に努め、持ち物に不備があった場合は、園で用意したり整えたりし、さり気なく保護者に伝えるようにしている。虐待が疑われる（養育に不安がある）家庭については、清水子育て支援課、家庭児童相談所と連絡を取り合い、情報を共有しながら虐待防止に努めている。</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	◎・b・c
<p><コメント></p> <p>毎日の日誌や週案等で自分の保育を振り返り、子どもの姿に対して保育士がどのように関わったのか、その関わりは子どもにとってどうだったのか、という視点で記入している。また、クラス担任は一人1回公開保育を行い、その事前事後研修の中で成果と課題を出し合い検討をすることで互いの学びとし、資質の向上に努めている。『園評価』をもとに自己評価を年2回おこない、成果と課題を明確にして次年度の保育実践につなげている。</p>		